

令和7年度 JIMO-TOshima ライター募集のご案内

1 概要

地元の人ならではの視点で豊島区の魅力を発信していただける方を「JIMO-TOshima」のライターとして募集します。

2 活動内容

- 自らの興味関心や時間の都合等に合わせて、主体的に企画・取材し、2か月に1回程度記事の作成をしていただきます。
- 呼びかけがあった場合は、区職員とライターが意見交換をする会議等に参加していただきます。
- 作成した記事等は、原則として区で掲載基準(表1)に照らし審査し、必要に応じて区で校正を行った後、豊島区の文化・観光・交流都市情報サイト「IKE-CIRCLE」に掲載します。

(表1)掲載基準

掲載する記事は、次に掲げる各号全てを満たすものとする。

-
- (1) より多くの読者が親しめるよう表現されていること
 - (2) これまで IKE-CIRCLE に掲載されていない、新しい情報であること
 - (3) 地域に身近な話題であること
 - (4) 区民及び区の観光誘客やにぎわいの創出に寄与すること
 - (5) 特定の区民や団体に著しく利益が偏っていないこと
 - (6) ひとつの対象にこだわらず、多面的に取材が行われていること
-

3 禁止行為

次に掲げる行為は禁止します。

- 収入を得るなど自己の利益の追求を目的として、取材先を選定すること。
- ライターの立場を利用して、取材先から対価を得ること。
- 特定の取材対象を繰り返し取り上げるなど、公平性に欠けた取材先の選定すること。
- JIMO-TOshima 運営要綱第 12 条第 3 項に掲げる基準に該当する内容を含む記事を作成すること(表2)。

(表2)非掲載基準

区長は、ライターが区に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれると認めたときは、当該記事等については掲載しないものとする。

(1)政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報

(2)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある情報

(3)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない情報

(4)青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない情報

(5)法令に反し、又は反するおそれがある情報

(6)特定の個人や団体を誹謗中傷する情報

(7)第三者の著作権やプライバシー等を侵害する情報

(8)誇大、虚偽、誤認の内容を含む情報

(9)読者が事実を誤認するおそれがある情報

(10)区の品位を損なうおそれのある情報

(11)その他区長が不適切であると認める情報

(JIMO-TOshima 運営要綱第12条第3項より)

4 活動期間

ライターに登録された日から、その日の属する年度末まで。

5 応募資格

➤ 豊島区に愛着があり、区の魅力を様々な人と共有したいと考えている方。

➤ 区内在住・在勤・在学の方。

※16歳以上が対象です。

※応募者が未成年の場合は保護者の同意が必要です。

6 募集人数

若干名(応募多数の場合は審査のうえ決定します)

7 募集期間

令和7年3月11日(火)まで

結果については3月中に本人宛にご連絡します。

8 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、豊島区文化商工部文化観光課観光交流グループまでEメール、郵送もしくは窓口持参にてご提出ください。

※窓口は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

※応募用紙はIKE-CIRCLE内にあるページからダウンロードすることができます。

9 報酬など

- 活動にあたっての謝礼はお支払いしません。
- 活動に係る経費は原則として自己負担となります。
- 活動を始めるにあたってボランティア保険に加入します(保険料は区が負担します)。活動中の事故等については、区はボランティア保険契約の範囲内において補償を行うものとし、その他の損害等については自己責任となります。

10 その他

- 作成した記事(写真及び文章)等の著作権やその他の権利は区に帰属し、IKE-CIRCLE に掲載するほか、区の Web サイト、SNS、広報誌等への掲載や、外部に提供する場合があります。
- 記事公開後も、掲載内容の確認などのため区からライターへお問い合わせさせていただく場合があります。
- 取材先の不存在(閉店やサービスの終了)等により記事で紹介している内容が現状と異なっている場合は、予告なく記事の掲載を中止する場合があります。

11 問い合わせ先

豊島区文化商工部文化観光課観光交流グループ

住 所:〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

TEL:03-3981-1316(直通)

E-mail:A0014503@city.toshima.lg.jp